

各位

青木信用金庫

**埼玉県内金融機関による「手形・小切手の全面的電子化」推進に向けた連携について**

青木信用金庫(理事長 木滝 崇弘)は、全国銀行協会が掲げる「2026年度末までに紙の手形・小切手の利用をゼロにする」方針に基づき、埼玉県内の金融機関と連携し、電子的な決済手段への移行を推進する取り組みを開始します。

**背景**

埼玉県内では、手形を利用している企業の中で約9割<sup>※</sup>が「でんさい(電子記録債権)」を利用しておらず、電子化の取り組みが浸透していない状況です。加えて、「でんさい(電子記録債権)」の契約を結んでいない企業や契約済みで活用していない企業が多数を占めており、電子的な決済手段に対する理解や活用が進んでいないことが課題となっています。

※ 株式会社全銀電子債権ネットワーク『2025年度手形利用企業数等調査結果』より引用

**▶ 県内8の金融機関が連携し、電子化の周知・導入支援を強化します**

埼玉県内に本店を置く8の金融機関が連携し、電子化の周知および導入支援に向けた取り組みを本格化させます。企業理解の促進と電子化の加速を目的に共同で啓発チラシを作成し、各店舗でお客さまへ案内するほか、企業・事業者向けのセミナーを共同で開催するなど、さまざまなチャネルを通じて電子化のメリットや導入方法を分かりやすく伝えます。

**▶ 地域の皆さまに電子化のメリットと社会的意義の理解の定着を図ります**

電子化の推進により、紙帳票に伴う紛失リスクの低減や、印刷・郵送にかかるコストの削減、さらには事務負担の軽減といった支払側・受取側双方にとって多くの利点が見込まれます。また、紙の使用量削減を通じた環境負荷の低減にもつながり、持続可能な社会の実現にも貢献する取り組みとなるため、普及・定着に向けて推進します。

**参加金融機関一覧 (金融機関コード順) <全8機関>**

埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、熊谷商工信用組合、埼玉信用組合

以上

# 紙の手形・小切手 利用廃止へ



**2027年3月末までに**  
紙の手形・小切手の交換が廃止されます。

政府方針<sup>(※)</sup>をもとに、産業界・金融界が連携して手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを行っています。今すぐ、でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等への切替えをご検討ください。

(※)「約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う」(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版(内閣官房)」より)



# Q

## 電子的決済サービスには何があるの？



# A

でんさい等の電子記録債権やインターネットバンキングによる振込等があります。

電子化することで、「コスト削減」「事務負荷軽減」「リスク低減」等のメリットがあります。

電子化の  
メリット

1

コスト削減



- ✕ 郵送料
- ✕ 印紙代
- ✕ 取立手数料

2

事務負荷軽減



- ✕ 現物管理
- ✕ 手書き・ゴム印
- ✕ 印紙・押印・発送

3

リスク低減



- ☑ 紛失・盗難の心配がなく、災害に強い

# Q

## 電子的決済サービスの導入は難しいの？



# A

かんたん3ステップで導入できます。

STEP 1

金融機関へ  
ご相談/申込



事業者さまの電子化支援や資金繰り支援等のサポートを行っている金融機関もあり

STEP 2

取引先へ  
ご案内



でんさい等の電子記録債権・インターネットバンキングによる振込等への切替えを案内

STEP 3

社内の  
導入準備



事務手続きや管理手順の見直しを行い初期設定

### 各金融機関における取組み状況

埼玉県内の金融機関では、手形・小切手の利用廃止に向けた取組みを進めています。

埼玉りそな  
銀行



武蔵野  
銀行



埼玉縣  
信用金庫



川口  
信用金庫



青木  
信用金庫



飯能  
信用金庫



熊谷商工  
信用組合



埼玉  
信用組合



(金融機関コード順)

※各金融機関の手形・小切手の取扱いは、今後予告なく変更となる可能性があります。

詳しくは、取引金融機関にお問い合わせください！